

厚生労働省の主な認知症施策

目次

1. 認知症基本法及び基本計画について・・・・・・・・・・ P 3
2. 自治体における認知症施策推進計画の策定状況・・・・・・・・ P 8
3. 認知症施策推進基本計画で定める主な基本的施策に関する取組
・・・・・・・・ P10
 - (1) 認知症の人に関する国民の理解の増進等
 - (2) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、
意思決定の支援及び権利利益の保護
 - (3) 相談体制の整備等、認知症の人の社会参加の機会の確保等

1. 認知症基本法及び基本計画について

- 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（「共生社会」）の実現を推進することを目的として、**認知症基本法が令和5年6月に成立、令和6年1月に施行**された。
 - そして、「認知症施策推進大綱」に沿って実施してきた施策の取組状況も踏まえ、基本法の規定に基づき、新たな知見や技術を取り入れた認知症施策を総合的かつ計画的に推進すべく、**認知症施策推進基本計画が令和6年12月に閣議決定**された。
- 認知症施策の推進に当たっては、特に以下を中心としながら進めていく必要がある。

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等

（「新しい認知症観」の普及促進に向けた認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深めていく）

- 政府一体となって認知症施策を総合的かつ計画的に推進するには、地域の実情や特性に即した都道府県・市町村計画を策定し、施策を推進していく必要がある。
- 認知症施策の立案、実施、評価に当たっては、認知症の人と家族等の参画が最も重要であり、まずは、都道府県、市町村の行政職員が、認知症の人や家族等と出会い、対話をする中で、認知症に関する知識や認知症の人への理解を深めることが重要である。

2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、意思決定の支援及び権利利益の保護

（日常生活や社会生活等を営む上での障壁を除去することで尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる社会環境を確保していく）

（自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるよう、認知症の人への意思決定の適切な支援と権利利益の保護を図る）

- 認知症の人が地域で安心して自分らしく生活できるよう、地域の企業の認知症バリアフリーの取組を推進するほか、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を深めていく必要がある。

3. 相談体制の整備等、認知症の人の社会参加の機会の確保等

（相談体制の整備等・多様な社会参加の機会の確保等によって、生きがいや希望を持って暮らすことができるようにする）

- 認知症地域支援推進員等が中心となって、認知症カフェやピアサポート活動等地域における認知症の人や家族等の活動を支援し、本人ミーティング等の当事者からの発信につなげていく必要がある。

4. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

（地域の実情に応じた質の高い保健医療及び福祉サービスの提供体制と連携体制を整備し、人材育成を進める）

- 保健医療福祉の連携体制の強化、良質かつ適切な医療提供体制、専門職への「新しい認知症観」の下での研修の見直しに取り組む。

5. 研究等の推進等

（共生社会の実現に資する認知症の研究を推進し、認知症の人を始めとする国民がその成果を享受できるようにする）

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

令和5年6月14日成立
令和6年1月1日施行

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

→ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（=共生社会）の実現を推進

2.基本理念

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものの除去。地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保する。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等の推進。予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法など科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備する。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

5.基本的施策

- ①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

6.認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

認知症施策推進基本計画の概要

【位置付け】共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

前文 / I 認知症施策推進基本計画について / II 基本的な方向性

- 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
 - 認知症の人本人の声を尊重し、「**新しい認知症観**」※に基づき施策を推進する。
※①**誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。**②**個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。**
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

III 基本的施策

- 施策は、**認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立つて、認知症の人や家族等と共に推進**する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

IV 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- 評価指標は、重点目標に即して、**プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標**を設定

V 推進体制等

- 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

基本的施策（抄）

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等

- 学校教育、社会教育における「新しい認知症観」に基づく実感的理解の推進
- 認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開（認知症希望大使の活動支援）

2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- 認知症の人が自立し安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等（地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの推進）
- 事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定

3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等

- 認知症の人自らの経験等の共有機会の確保（ピアサポート活動の推進）
- 認知症の人の社会参加の機会の確保（本人ミーティング、介護事業所における社会参加活動等の推進）
- 多様な関係者の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等

4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

- 認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定、情報提供（「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の改定）
- 認知症の人に対する意思決定支援等に関する情報提供

5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

- 専門的な、又は良質かつ適切な医療提供体制の整備（認知症疾患医療センターの相談機能の充実）
- 保健医療福祉の有機的な連携の確保（認知症初期集中支援チームの見直し、認知症地域支援推進員の適切な配置）
- 人材の確保、養成、資質向上
- 高齢者の介護予防や生活の質の維持、日常生活・社会生活の活発化のために重要な難聴の早期の気付きと対応の取組を促進するとともに、その効果を検証する。

6. 相談体制の整備等

- 認知症の人の状況等に配慮し総合的に対応できる体制整備（地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の相談体制整備）
- 認知症の人又は家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援等（認知症地域支援推進員の適切な配置、認知症カフェ、ピアサポート活動、認知症希望大使の活動支援）

7. 研究等の推進等

- 予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の推進・成果の普及
- 社会参加の在り方、共生のための社会環境整備その他の調査研究、検証、成果の活用（介護ロボット・ICT等の開発・普及の支援）

8. 認知症の予防等

- 科学的知見に基づく知識の普及・地域活動の推進・情報収集
- 地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備（早期発見・早期対応・診断後支援まで行うモデルの確立）

9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施

- 若年性認知症の人を含む認知症の人の生活実態、社会参加・就労支援を促進する体制や社会実装の方策など共生社会の実現に関わる課題の把握と課題解決に向けた調査研究

10. 多様な主体の連携

- かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、居宅介護支援事業所、認知症疾患医療センター等の連携及び地域住民を含む多様な主体との協働、分野横断的な取組の推進

11. 地方公共団体に対する支援

- 地方公共団体の参考となるような取組の共有などの支援

12. 国際協力

- 外国政府、国際機関、関係団体等との連携、我が国の高齢化及び認知症施策の経験や技術について世界に向けて情報発信

重点目標・評価指標

重点目標	プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
①国民一人一人が「新しい認知症観」を理解している	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中で認知症の人と出会い、その当事者活動を支援している地方公共団体の数 認知症サポーターの養成研修に認知症の人が参画している地方公共団体の数 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症希望大使等の本人発信等の取組を行っている地方公共団体の数 認知症サポーターの養成者数及び認知症サポーターが参画しているチームオレンジの数 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症や認知症の人に関する国民の基本的な知識の理解度 国民における「新しい認知症観」の理解とそれに基づく振る舞いの状況
②認知症の人の生活においてその意思等が尊重されている	<ul style="list-style-type: none"> ピアサポート活動への支援を実施している地方公共団体の数 行政職員が参画する本人ミーティングを実施している地方公共団体の数 医療・介護従事者等に、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修を実施している地方公共団体の数とその参加者数 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる認知症の人の意見を反映している地方公共団体の数 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる家族等の意見を反映している地方公共団体の数 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると考えている認知症の人及び国民の割合
③認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができる	<ul style="list-style-type: none"> 部署横断的に認知症施策の検討を実施している地方公共団体の数 認知症の人と家族等が参画して認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及び関連指標（KPI）を設定している地方公共団体の数 医療・介護従事者に対して実施している認知症対応力向上研修の受講者数 	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している地方公共団体の数 認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数 製品・サービスの開発に参画している認知症の人と家族等の人数 基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町村の数 認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合 地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合 認知症の人が自分らしく暮らせると考えている認知症の人及び国民の割合 認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると考えている認知症の人の割合
④国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できる	<ul style="list-style-type: none"> 国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業に係る計画の数 	<ul style="list-style-type: none"> 国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業の数 	<ul style="list-style-type: none"> 国が支援・実施する、認知症に関する研究事業の成果が社会実装化されている数

2. 自治体における認知症施策推進計画の策定状況

認知症施策推進計画の策定状況（R7.4.1現在）

	計画策定済	今後策定 (改訂)予定	うち意見聴取 に課題	策定未定	合計
都道府県	19 (40.4%)	28 (59.6%)	0	0	47
市区町村	154 (8.9%)	1,541 (88.5%)	31 (1.8%)	46 (2.6%)	1,741

- 市区町村のうち、計画策定の見通しが立っていない市区町村が46団体（2.6%）
また、計画策定に当たって行う、認知症の人及び家族等からの意見聴取についても、検討が遅れているなど、課題が見られる市区町村が31団体（1.8%）
- こうした団体の大半は中山間地域等の小規模の町村であり、継続して支援※を行っていくことが必要
※自治体向けの計画策定支援（計画策定の手引きの作成や、セミナー・座談会の開催、策定経費に係る補助事業の実施等）を、令和6年度から継続して実施中。

都道府県・市町村の認知症施策推進計画の策定支援事業 (自治体向け補助事業)

令和7年度補正予算額 5.0億円（認知症基本法に基づく認知症施策推進事業）の内数

施策の目的

国民一人一人が自分ごととして認知症を理解し、認知症の人が希望を持って自分らしく暮らすことが出来るという考え方（「新しい認知症観」）に基づき施策を推進するために、**多くの自治体で、地域住民に対して「新しい認知症観」に関する普及啓発等を実施し、認知症施策推進計画が策定されることを目的とする。**

施策の概要

自治体が、地域住民に対して「新しい認知症観」や認知症基本法の普及啓発を図るとともに、認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴いた上で「新しい認知症観」に基づき施策を推進するために、**認知症施策推進計画を策定する際の準備に係る経費を補助する。**

施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【対象経費】

（対象事業例）

- ・ 地域住民が「新しい認知症観」や認知症基本法についての理解を深めるための勉強会等の開催
- ・ 認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴く場の設置
- ・ 認知症の人や家族等とともに施策を立案、実施、評価する取組
- ・ ピアサポート活動や本人ミーティングなどの認知症の人を中心とした地域活動等にかかる支援
- ・ 地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの取組の推進やその支援
- ・ 地域版認知症希望大使の活動にかかる支援 等



3. 認知症施策推進基本計画で定める主な基本的施策に関する取組

(1) 認知症の人に関する国民の理解の増進等

- ・ 認知症の日及び認知症月間に合わせて、厚生労働省ホームページの特設サイトにてオレンジライトアップや全国各地のイベント等の取組を紹介。
- ・ 令和7年度においては、大阪・関西万博において認知症関連エリアを出展したほか、福岡県北九州市及び静岡県藤枝市で認知症普及啓発フォーラムを開催。
- ・ 認知症希望大使は令和6年1月に新たに2名追加して7名を任命し、普及啓発のフォーラム等に登壇いただくなど、本人発信支援の取組を推進。

(2) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、意思決定の支援及び権利利益の保護

- ・ 「日本認知症官民協議会」の下に設置されている「認知症バリアフリーWG」において、認知症バリアフリー宣言制度の運用や、業種別の認知症バリアフリー社会実現のための手引きの作成を実施。
- ・ 令和7年度は、2業種（「飲食店」及び「家電量販店」）の手引きを作成するとともに、共生社会実現に向けた機運醸成をより一層図るため、宣言制度の見直しを実施。
- ・ 認知症基本法及び基本計画を踏まえて、意思決定支援ガイドラインを改訂。ガイドラインの普及啓発に引き続き取り組む。

(3) 相談体制の整備等、認知症の人の社会参加の機会の確保等

- ・ 地域の認知症施策推進の要である認知症地域支援推進員の専任配置を進め、認知症カフェを中心とする地域の場の充実・拡充を図った結果、本人ミーティングやピアサポート活動といった取組が進展。
- ・ 中重度の人も含め、様々な認知症の人の意見や意思を汲み取り、本人発信や参画に繋げていくほか、広がりを見せる認知症カフェから認知症の人のピアサポート活動や居場所づくり等への展開を推進。

(1) 認知症の人に関する国民の理解の増進等

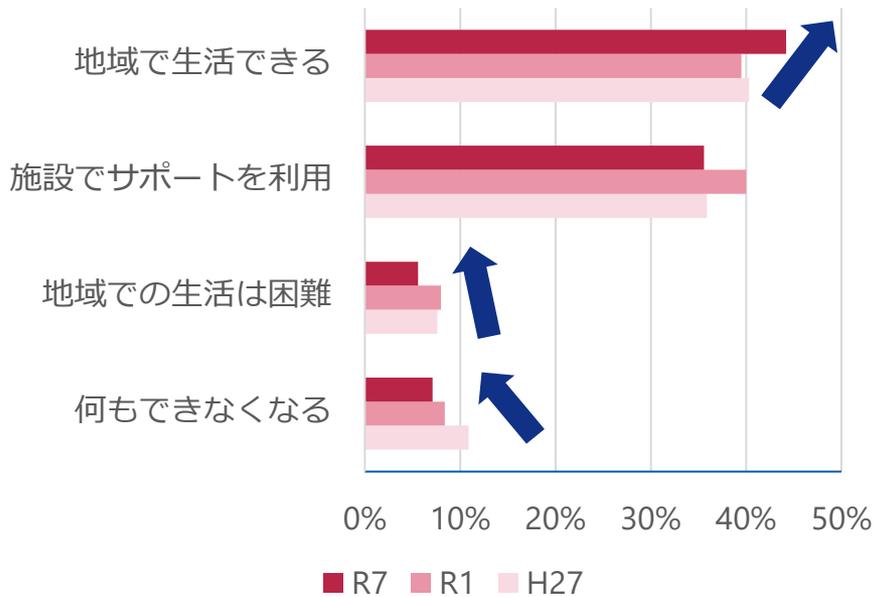
令和7年度 「認知症に関する世論調査」結果

基本法及び基本計画に基づく施策を推進し、進捗状況を点検していく観点からも、現時点における国民の認知症に対する意識等について把握するべく、平成27年度以降3度目の世論調査を実施

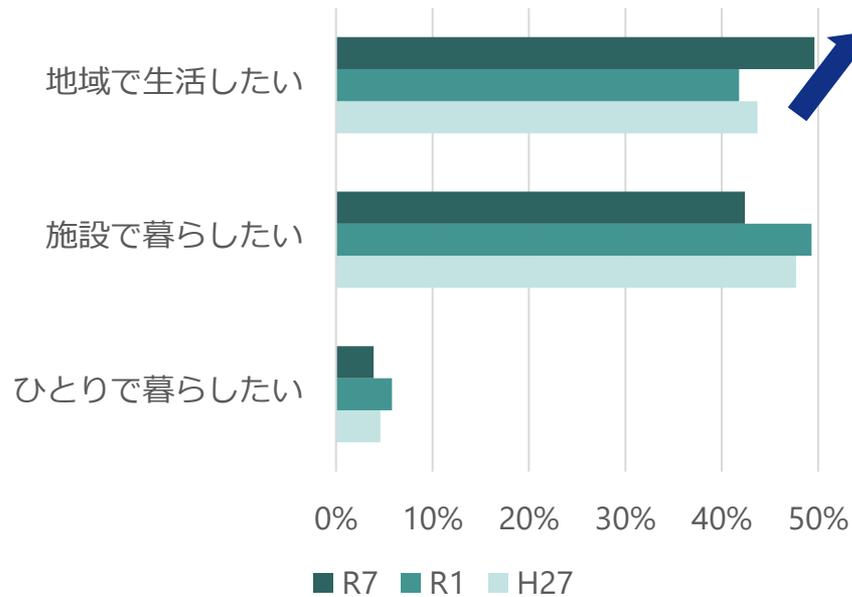
調査結果概要

- 前回、前々回調査と比較し、
 - ・「認知症に対するイメージ」として、「地域で生活できる」という回答が約5%増える一方、「何もできなくなる」等の否定的な回答が減少
 - ・「認知症になった場合の暮らし」について、地域で生活することを希望するとの回答が約8%増加

認知症に対するイメージ



認知症になった場合の暮らし



大阪・関西万博 ～HEALTH DESIGN 輝き、生きる。Live Brighter～ 「新しい認知症観」を未来へ！

認知症の歴史を振り返りつつ、VRで認知症の世界を体感する機会を通じて、認知症への正しい理解の醸成を図るとともに、国際社会の評価が高い我が国の認知症施策の普及啓発のため、大阪・関西万博において認知症に関するエリアを出展

＜実施主体＞：厚生労働省、経済産業省、JETRO

＜実施期間＞：2025年6月21日（土）～6月29日（日）

＜実施場所＞：EXPOメッセ「WASSE」会場 北ホール

＜実施結果等＞

○当エリアでは以下実施。

・認知症の人が生きる世界・見える景色のVR体験

（街中で道に迷ってしまう場面、階段を下りることが困難な場面、幻視が見えてしまう場面の3つの映像を通じたVR体験）

・認知症とともに希望を持って生きる本人メッセージ、認知症のメカニズムと最新の認知症治療薬などを紹介する展示・VTR等

○当エリアへの総来場者数は、9日間で約2.2万人であった。また、アンケート結果からは、VR体験や展示・VTRを通じて、認知症の人の気持ちを理解することができただけでなく、認知症に対する考え方が変わったなど、9割近くが満足と回答があった。

＜今後の方向性＞

○認知症に対する正しい知識と理解を深めるための普及啓発を推進していき、地域の実情に応じた見守りや声かけなど、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成数をこれまで以上に増やしていくことで、国民一人一人が認知症を自分ごととして理解し、「新しい認知症観」に立って多様な主体と共に共生社会の実現を推進していく。



（展示ブースの様子①）



（展示ブースの様子②）
※認知症希望大使による説明



（認知症VR体験の様子）



（認知症の人による紙芝居の様子②）
※出展映像の一部抜粋

(2) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- 行政のみならず民間組織の経済団体、医療・福祉団体、自治体、学会等が連携し、認知症に係る諸問題への対応を推進するために、平成31年（2019年）4月22日に日本認知症官民協議会が設立。
- 官民協議会の下に、令和元年8月に認知症バリアフリーWGを設置し、認知症バリアフリー社会の構築に向けた施策（「認知症バリアフリー宣言」制度の運用・普及や、「認知症バリアフリー社会実現のための手引き」の作成・普及等）の検討を実施。

日本認知症官民協議会

経済団体、金融（銀行・保険等）・交通業（鉄道・バス等）・住宅業（マンション管理等）・生活関連産業団体（小売業等）、医療介護福祉団体、地方団体、学会、当事者団体、関係省庁等、約100団体が参画。

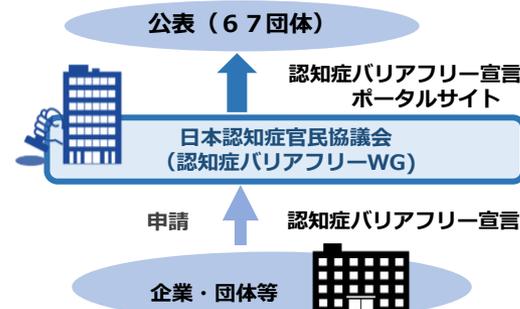
認知症バリアフリーWG

厚生労働省

「認知症バリアフリー社会」の実現に向けて諸課題を整理し、その解決に向けた検討を実施。

<認知症バリアフリー宣言>

- 認知症バリアフリーに向けた取組を行おうとしている企業・団体等が、自らWeb上で「認知症バリアフリー宣言企業」として宣言を実施。
- 認知症の人やその家族にとって安心して店舗やサービス・商品を利用できる環境の整備などに努めるとともに、認知症バリアフリー社会の実現に向けた機運を醸成することが目的。
- 令和4年3月の制度開始後、令和8年3月2日時点で67団体が宣言。



<認知症バリアフリー社会実現のための手引き>

- 認知症の人と接する機会の多い業種に対して、認知症とともに生きることや、接遇のポイントを知ってもらうことを目的に、企業・団体と認知症の人及び家族等とが対話を重ねながら、手引きを作成。
- 令和2年度から令和6年度までの間に、計12業種の手引きを作成済み。（令和7年度は、2業種（「飲食店」及び「家電量販店」）を作成）

(2) 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の改訂

- 平成30年6月 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」策定
- 令和7年3月 認知症基本法及び基本計画を踏まえ、ガイドライン（第2版）として改訂
 - 認知症の人の意思を尊重し、誰もが安心して暮らせる 共生社会を実現

ガイドラインの主な改正点

- ◎ 認知症の人の意思の尊重を含めた**人権の尊重**や、「**新しい認知症観**」の考え方を反映
- ◎ ガイドラインの読み手である意思決定支援者が多様であることを踏まえ、**わかりやすい表現を使用**
 - ・第二期成年後見制度利用促進基本計画や認知症基本法、認知症基本計画に係る内容を追記
 - ・**過剰な意思決定支援を行わない**ことや、認知症の症状の度合いによって、意思決定支援を行わないことがないようにすることを追記
 - ・社会参加機会に係る内容（**認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがある**）を追記
 - ・「認知症の人」という表現について、説明文を追記
 - ・「本人の意思の表出」に係る内容を追記
 - ・新規事例を追加した上で、別冊として事例集を作成

意思決定支援のポイント

- ・「認知症の人には意思があり、意思決定能力を有する」という理念が、意思決定支援の基盤であることを理解する。
- ・認知症の症状にかかわらず、一人の人として、本人の尊厳を尊重する姿勢をもって意思決定支援を行う。

日常生活・社会生活における意思決定支援のプロセス

人的・物的環境の整備

- 1) 意思決定支援者の姿勢
- 2) 意思決定支援者との信頼関係、意思表明の相手方との関係性への配慮
- 3) 意思決定支援と環境

意思形成支援

：適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援

+

意思表明支援

：形成された意思を適切に表明や表出することへの支援

+

意思実現支援

：本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援

各プロセスで困難や疑問が生じた場合は、チームによる会議の実施

意思決定支援のプロセスの記録、確認、振り返り

(3) 相談体制の整備等、認知症の人の社会参加の機会の確保等

- 2012年のオレンジプラン策定以降、認知症に関する相談支援体制の構築を進めるとともに、地域で暮らすための環境整備を進めてきている。
- 例えば、認知症地域支援推進員の地域包括支援センター等に配置（全国1,713市町村に8,509人配置）し、認知症カフェについては、全国1593市町村、8558カフェが整備されている。

認知症地域支援推進員

市町村ごとに、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等に配置され、地域の支援機関間の連携づくりや、「認知症ケアパス」の作成・活用の促進、認知症カフェを活用した取組の実施、社会参加活動促進等を通じた地域支援体制づくり、認知症の人や家族への相談等への対応等を行っている。

認知症カフェ

認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場

チームオレンジ

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組み。

認知症の人と家族への一体的支援事業

認知症の人とその家族が、より良い関係性を保ちつつ、希望する在宅生活を継続できるよう、公共スペースや既存施設等を活用して本人と家族が共に活動する時間と場所を設け、本人支援、家族支援及び一体的支援からなる一連のプログラムを実施することにより、本人の意欲向上及び家族の介護負担感の軽減と、家族関係の再構築等を図る。

認知症の人やその家族の視点に立った多様な居場所づくり支援事業 (自治体向け補助事業)

令和7年度補正予算額 5.0億円（認知症基本法に基づく認知症施策推進事業）の内数

施策の目的

共生社会の実現を推進するための認知症基本法及び「認知症施策推進基本計画」に基づき、**認知症の人が孤立することなく、必要な社会的支援につながるとともに、多様な社会参加の機会を確保することによって、生きがいや希望を持って暮らすことができるようにすることを目的とする。**

施策の概要

認知症の人と家族等の地域での居場所づくりの立ち上げ（既存の居場所の拡充を含む。）を行う際の初度設備等に必要となる経費への助成を行う。

※実施主体は新しい居場所をつくることに固執せず、**認知症の人と家族等のもともと馴染みの暮らしや関係性を大切にし、認知症の人と家族等の意見を聴き、対話をしながら、地域の認知症の人に必要な居場所となるよう配慮すること。**

施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【対象経費】

（居場所での活動例）

- ・ピアサポート活動、本人ミーティング、一体的支援事業、チームオレンジなどの事業の活動拠点
- ・認知症の人と家族等の社会参加活動の拠点
- ・認知症の人と家族等とそれ以外の人（子ども、障害者等を含めた地域住民）との交流、相互理解、普及啓発及び共生のための活動拠点
- ・認知症の人と家族等の参画を得て、意見を聴き、対話しながら、認知症の人と家族等が主体となって行う認知症の人の社会参加のための活動全般



ピアサポート活動や本人ミーティングの取組事例

基本計画のKPIでは、「地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると考えている認知症の人及び国民の割合」が設定されており、こうした認知症の人の社会参加の機会確保の取組を推進していく必要がある。

「仕合せの会」（ピアサポート活動）

実施主体：宮城県仙台市いずみの杜診療所（医療機関・疾患医療センター）

開催場所：仙台市内及び診療所内

- 医師や相談員、家族介護者から勧められて納得・同意した本人、診断後支援を希望する本人が参加。**院内で行うものは、診察の合間に当事者が自由に参加しており、通院のタイミングで気軽に参加できるメリットがある。**
- **いずれも司会は当事者であり、院内で行うものは、「一般社団法人認知症当事者ネットワークみやぎ」の当事者メンバーに有償で委託。**当事者の意向により記録は取らず、職員もほとんど参加しない。
- いずみの杜診療所等によって構成される初期集中支援チームのメンバーにも、本人がピアサポーターあるいは経験専門家として登録され、活動に貢献している。
- その他、リハビリ・カレッジと呼ばれる、**当事者と関係者との勉強会**を開催。**行政の職員が施策について相談する場**ともなっている。

（ピアサポートを経て、地域で活躍するようになった方の手記）

（前略）認知症のピアサポーターとして認知症当事者との交流会を実施しています。そこではたくさんの人との出会いがあります。（中略）困った話をするよりも、楽しい話や自分の話をするようにしています。そうすると、「あなたのいる日にまたくる」と言われるととても嬉しいです、一緒に来たご家族も笑顔になっていきます。最近では地域の講話会に講師として招かれることがあります。認知症になったからこそ新たな場所に行けて、新たな出会いがたくさんあるのだと思います。認知症は怖くないです。

実桜（みお）の会（認知症本人ミーティング）

実施主体：東京都千代田区

開催場所：ファミリーレストランや喫茶店、公共施設

- 認知症と診断された本人や家族などが、それぞれの席で日ごろの想いや悩みなどを自由に語り合う会。**区内外を問わず参加が可能。**
- **認知症ケアパスを改訂する際にも、「実桜の会」に参加する方の意見が反映されている。**
- 認知症の正しい理解を持ち、認知症の人を支える取り組みを積極的に実施している企業や大学を「千代田区認知症サポート企業・大学」として千代田区が認証している。認証企業となっている企業が開催場所の提供も行われている。

（参加者・支援者の声）

- 認知症のことを知られないように頑張らなくてもよい場所だから、居心地がいいです。認知症でも元気に頑張っている方とお話をして元気をもらいました。（本人）
- 家族の認知症のことを素直に話せた。話すことは大事。（家族）
- 認知症本人だからこそ、『自分が生活の主体だ』という思いを強く持っていらっしやる。専門職の私たちは、実はそういったお気持ちをじかに受け取る機会が少ないので、私たちにとっても新しい風になっている」（支援者）



地域における居場所づくりのための活動例

各地域において、認知症の人と家族等が地域の多様な主体と連携・協働している取組が進められている。基本計画のKPIでは、「自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合」、「認知症の人が自分らしく暮らせると考えている認知症の人及び国民の割合」が設定されており、こうした取組を推進していく必要がある。



<gocchamaze (ごっちゃんまぜ)> @東京都品川区

- 品川区で活動する認知症本人・家族・仲間の自助ボランティアによるカフェを運営。
「認知症と診断されて、人と出会う場所や、日常的な居場所・就労する場所がない」という思いから設立。
認知症本人・家族同士が支えあい日常的に過ごせる場であるとともに、カフェ事業を通じて、認知症の本人・家族が働く就労の場にもなっている。
将来的には、こどもや障害者など、多世代がつながれる場を目指している。
【活動頻度】週4日程度



<チームオレンジ清瀬> @東京都清瀬市

- チームオレンジ(※)の活動拠点として空き家を活用した「中清戸オレンジハウス」
【活動内容】・認知症本人・家族・地域住民等との交流
・音楽やクリスマスイベントなどの実施 等
【活動頻度】週1回 【参加費】200円(お茶、お菓子付き)
※地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み



<チームFCいわくら> @京都府京都市

- 京都市内の岩倉地域包括支援センターのスペースを開放し、認知症の人を含めた地域住民が中心となって「みんなが活躍できる場所」を提供。
【活動内容等】・認知症がある人もない人も一緒に楽しむオレンジカフェ(月1回)
・モノづくり(月2回)、男たちの作業工房(月1回)
・農園での野菜の栽培、収穫した野菜の料理・販売等(週1回程度)

